平成２３年（フ）第９号
京都府綾部市位田町桧前30番地の55、申立時の住所京都府綾部市高津町両岡谷18番地の42イーズパインヒルズ102号
債務者　後藤　明星
1　決定年月日時　平成23年４月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月13日まで
京都地方裁判所福知山支部破産係

平成２３年（フ）第４７号
青森県八戸市根城２丁目11番19号　みちのく荘201号
債務者　飯田　　正
1　決定年月日時　平成23年４月15日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月14日まで
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２３年（フ）第１２０号
盛岡市紺屋町１番２号
債務者　細谷　　一
1　決定年月日時　平成23年４月19日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月14日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２３年（フ）第３５号
福島県耶麻郡猪苗代町字城南108番地１　ホワイトハイツ
債務者　関根　　茂
1　決定年月日時　平成23年４月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月14日まで
福島地方裁判所会津若松支部破産係

平成２３年（フ）第９０号
神奈川県平塚市御殿３丁目23番11号
債務者　横塚　正彦
1　決定年月日時　平成23年４月19日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月14日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２３年（フ）第１５５号
神奈川県秦野市南矢名454番地の11　ロイヤルハイツ103号
債務者　氏家　　卓
1　決定年月日時　平成23年４月19日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月14日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２３年（フ）第１６１号
神奈川県平塚市山下726―11―203、住民票上の住所神奈川県平塚市根坂間179番地の１カターラ山口201号
債務者　種市　幸司
1　決定年月日時　平成23年４月19日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月14日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２３年（フ）第１６９号
神奈川県厚木市妻田東１丁目７番17号
債務者　空間　賢治
1　決定年月日時　平成23年４月19日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月14日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２３年（フ）第１８２号
神奈川県平塚市天沼６番36号　メゾン柏平塚201号
債務者　大友　　大
1　決定年月日時　平成23年４月19日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月14日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２３年（フ）第１８６号
神奈川県小田原市東町１丁目13番19号
債務者　増本　泰子
1　決定年月日時　平成23年４月19日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月14日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２３年（フ）第２０８号
神奈川県足柄下郡箱根町湯本茶屋51番地の３湯さか荘寮１Ｆ
債務者　北原　研二
1　決定年月日時　平成23年４月19日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月14日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２３年（フ）第２３６号
神奈川県足柄下郡箱根町宮城野385番地　宮城野外窪住宅Ａ室
債務者　樋口　敏美
1　決定年月日時　平成23年４月19日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月14日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２３年（フ）第１０６号
新潟市西区五十嵐東３丁目14番３号　エストプラージュ201
債務者　相馬　賢司
1　決定年月日時　平成23年４月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月14日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第１１２号
新潟市西区山田2571番地７
債務者　駒形トメ子
1　決定年月日時　平成23年４月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月14日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第１４０号
新潟市江南区元町２丁目５番37号、住民票上の住所新潟市江南区城所１丁目７番34号
債務者　桑野　勇次
1　決定年月日時　平成23年４月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月14日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第１５１号
新潟市東区桃山町１丁目109番地１
債務者　佐藤　義男
1　決定年月日時　平成23年４月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月14日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第１５４号
新潟市東区東明４丁目４番地18
債務者　池田　茂雄
1　決定年月日時　平成23年４月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月14日まで
新潟地方裁判所民事部